

婚姻届 手続きチェックシート (市役所での手続き)

以下の項目で当てはまるものについて、各窓口で手続きをお願いします。

それぞれのご事情により、このシートで示したもの以外の手続き及び必要書類がある場合もございますので、各窓口でご確認ください。

ご結婚おめでとう
ございます！



R 7.4

チック	当てはまるかたはいますか？	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
証明書の交付他	氏 一姓 一が 変わ るか た	印鑑登録（必要なかた） ※旧氏での登録は自動的に抹消されます。	・印鑑 ・登録者の本人確認書類（顔写真入）			4番
	マイナンバーカード 住民基本台帳カード いずれかをお持ちのかた	券面記載事項変更届	・マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カード ・暗証番号の入力（数字4桁）			2番
	マイナンバーカードに署名用電子証明書を搭載したかた	電子証明発行申請（必要なかた） ※氏名変更により自動的に失効します。	・マイナンバーカード ・暗証番号の入力（英数字6～16桁）			
	住所や世帯の変更をされるかた	住所・世帯の変更	・マイナンバーカード ・暗証番号の入力（英数字6～16桁） ※戸籍の届出のみでは住所や世帯は自動で 変更になりません。 住所、世帯の変更をご希望される場合は 別途手続きが必要です。		市民課 住民記録係 51-6755 戸籍係 51-6756	
	婚姻後の各種書類を必要なかた 証明書コンビニ交付サービス をご利用ください（裏面へ）	住民票の申請	・申請者の本人確認書類 ※婚姻届出後、書類発行までに以下のとおり お時間をいただきます。 ○届出地及び申請地が十和田市の場合 ・住民票、受理証明書…数時間 ・戸籍…1週間程度 ○上記以外の場合…10日～2週間程度			3番
		戸籍謄本等の申請				
		婚姻届受理証明書の申請 (婚姻届出地の役所へ)	※住所地または本籍地が十和田市以外の方も 申請できる場合がございます。 詳しくはお問合せください。			
	市営住宅へお住まいのかた	同居申請書等	・住民異動届の写し等 ※詳しくはお問合せください。		都市整備建築課 建築住宅係 51-6738	別館 2階
	国民健康保険に加入していて、氏 が変わるかた	氏名変更の手続き	・届出者の本人確認書類 ・氏が変わるかたのマイナンバーが わかるもの ・氏名変更前の保険証、資格確認書または資格 情報のお知らせ ※世帯員以外のかたが資格確認書を受領する場合 は委任状 (委任状が無い場合は郵送となります。)		国保年金課 国保税係 51-6751	10番
	後期高齢者医療保険に加入してい て、氏が変わるかた		・氏名変更前の保険証、資格確認書または資格 情報のお知らせ (新資格確認書等は郵送となります。)		国保年金課 長寿医療係 51-6752	11番
年金	厚生年金に加入していて会社など を退職したかた	国民年金資格取得届	・届出者の本人確認書類 ・資格喪失証明書 ・マイナンバーまたは基礎年金 番号がわかるもの	喪失日から14 日以内	国保年金課 国民年金係 51-6753	11番
	農業者年金に加入または受給して いて、氏が変わるかた	国民年金保険料免除申請	・届出者の本人確認書類 ・離職票 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかる もの			
		農業者年金氏名変更届	・届出者の本人確認書類		農業委員会 51-6740	別館 4階
高齢	65歳以上で、氏が変わるかた (介護保険証をお持ちのかた)	後日、変更後の介護保険証がご自宅に郵送されます			高齢介護課 介護保険係 51-6721	9番
税金	口座振替の申込をしていて、氏が 変わるかた	口座名義の変更手続き	・口座名義変更後の通帳 ・届出印		収納課 納税管理係 51-6762	7番

(裏面へつづく)

	チェック	当てはまるかたはいますか？	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
障がい		障害者手帳をお持ちで、氏が変わったかた（身体、療育、精神）	手帳記載事項変更届	・障害者手帳		生活福祉課 51-6718	2階 7番
		自立支援医療を受けていて、氏が変わるかた	氏名変更の手続き	・受給者証			
子ども		児童手当を受給しているかた	受給事由消滅届や新養育者による認定請求 等	・新受給者の健康保険の資格情報がわかるもの ・新受給者の通帳 ・親と子のマイナンバーがわかるもの		こども支援課 こども保育係 51-6717	保健センター（周辺図参照）
		保育施設に入園しているお子さんがいるかた	届出事項変更届				
		子ども医療費を受給しているかた	受給資格証の交付(更新)申請	・子の健康保険の資格情報がわかるもの ・受給資格証			
		ひとり親家庭等に該当していたかた	ひとり親家庭等医療費受給資格変更（消滅）届 児童扶養手当の資格喪失届	・受給資格証 ・児童扶養手当証書		こども支援課 こども給付係 51-6716	
		特別児童扶養手当を受給しているかた	特別児童扶養手当受給者・児童（氏名・住所）変更届	・特別児童扶養手当の記号・番号がわかるもの ・戸籍謄本 ※詳しくはお問い合わせください。			

証明書コンビニ交付サービスのおしらせ

6:30～23:00 システムメンテナンス日を除く

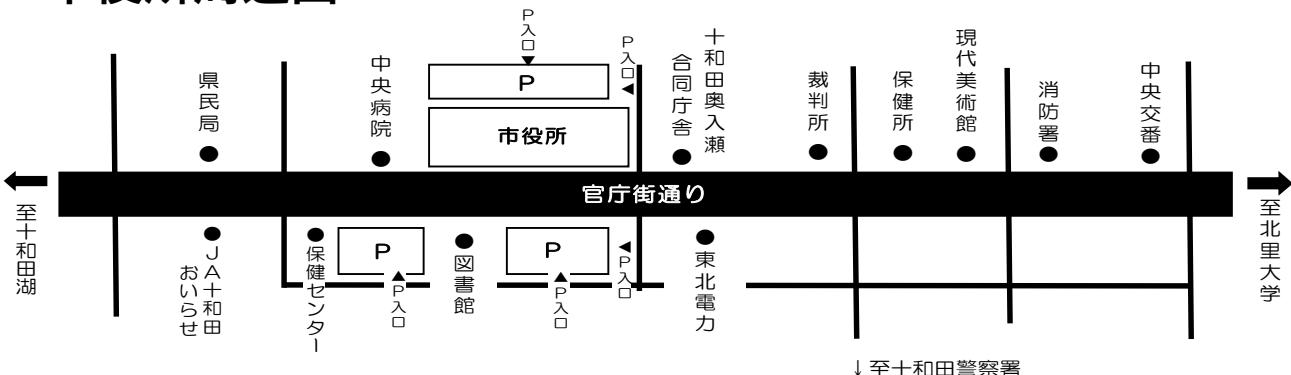
マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアなどにあるマルチコピー機で各種証明書を取得することができます。

【証明書コンビニ交付サービスで取得できる証明書】

取得できる証明書	請求できる範囲	利用条件	手数料
住民票の写し	・本人 ・同一世帯の方	・十和田市に住民登録がある方	300円
印鑑登録証明書	・本人	・十和田市に印鑑登録をしている方	300円
戸籍全部事項証明書	・本人 ・同一戸籍の方	・本籍地が十和田市の方	450円
戸籍個人事項証明書	・本人 ・同一戸籍の方	・本籍地が十和田市の方	450円
戸籍の附票の写し	・本人 ・同一戸籍の方	・本籍地が十和田市の方	300円
課税証明書	・本人	・課税地が十和田市の方 ・十和田市に住民登録がある方	300円

○利用できる店舗…セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどのマルチコピー機が設置されている店舗

市役所周辺図



十和田市役所 ☎034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号



電話：0176-23-5111（代表） HP：<https://www.city.towada.lg.jp>

開庁時間：月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

※各種証明書は上記以外でも交付しております。

・市民課 延長窓口 毎週月・金 18:00まで（戸籍、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカード等）